

三 監 第 1 4 1 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

請求人 ● ● ● ● 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 3 年 1 月 2 6 日に提出されました住民監査請求書については、次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、普通地方公共団体の長又はその他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求することができるものとされています。

本件請求における請求人の主張は、事業者が行う太陽光発電施設等の設置について、宅地造成等規制法、森林法、兵庫県が定める総合治水条例、三田市里山と共生するまちづくり条例等の関係法令に違反した職務遂行が職員によってなされたことは、地方公務員法に抵触しており、また、本件請求によって、太陽光発電施設等の設置事業者は是正工事を行う必要が生じることで、是正工事期間中に事業者が被った損害を当該普通地方公共団体である三田市へ請求される可能性があるかと解しました。

法第 2 4 2 条第 1 項では、財務会計上の行為は債務その他の義務の負担がある場合もいますが、この財務会計上の行為には「(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)」と規定されているところであり、この「相当の確実さをもつて予測される場合」とは、単に行為がなされる可能性が漠然と存在するだけではならず、客

観的な諸事情から当該行為がなされることが具体的に相当の確実さをもって予測される場合、換言すれば行為の確実性が認められることが必要です。また、「怠る事実」も財産の管理を怠る事実の主張が必要です。

しかし、本件請求で三田市が損害賠償請求を受ける可能性があるとの主張は、抽象的かつ漠然としたものであり、当該職員が地方公務員法に抵触することで生じる個別、具体的な財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実について主張されていません。

これらのことから、住民監査請求の要件である三田市の執行機関又は職員についての財務会計上の違法若しくは不当な行為や怠る事実の主張がなく、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。